

公益財団法人倉敷市文化振興財団

基本計画

(平成 27 年度 ~ 平成 31 年度)

目 次

- 策定の趣旨 P 2
- 財団の目的と事業 P 3
- 計画の期間 P 4
- 計画の範囲 P 5
- 計画の策定方法 P 6
- 事業基調方針及び実施計画 P 7
- 【文化事業計画】 P 8
- 【文化施設管理運営計画】 P 15
- 進捗管理 P 18

策定の趣旨

倉敷市文化振興財団は、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」（平成18年6月2日法律第49号）に基づき、平成26年4月1日付けで公益財団法人に移行しました。

公益財団法人においては、事業費の50%以上を公益事業の実施に充てることとされています。

公益事業とは、不特定多数の利益の増進に寄与するもので、企画の立案から実施に至るまで法人が独自に実施することとされ、その情報が広く公開されているとともに、事業の種別によっては、専門家の関与や市民ニーズの把握が求められています。

こうしたことから、本財団はこれまでも増して、関係法令等に対するコンプライアンスの順守と、公平公正な法人運営及び事業実施に取り組んでいく必要があります。

一方、倉敷市行政改革の一環として、本財団は、それまで倉敷市から委託を受けて実施していた文化施設の管理について、平成18年度からは指定管理者として実施しております。

現在、平成26年度から平成30年度までの5か年を契約期間として施設管理をすることとなっておりますが、当該業務の遂行に当たっては、倉敷市の文化拠点施設であることを念頭に、市民や市民団体、利用者との連携を強めるとともに、有効な活用方法や効率的な運営方法等を検討するなど、いわゆる経営視点が一層重要となっております。

本財団は、これまでも関係法令や倉敷市の計画に対応して業務を行ってまいりましたが、法人を取り巻くこのような大きな環境変化の中で、倉敷市の市民文化の一層の振興を図るためには、経営感覚を持った効果的かつ効率的な法人運営を行なうことが必要不可欠であることから、この度、平成27年度から平成31年度までの5か年を計画期間とする基本計画を策定することといたしました。

財団の目的と事業

本財団の目的と事業は、「定款」により以下のように定められており、本計画はここにある目的を達成するために策定するものです。

目 的（第 3 条）

市民一人ひとりが文化を享受し、文化の心を育み、文化を創り出すことができる環境づくりを行うことにより、豊かな伝統文化の継承発展と本市にふさわしい新たな市民文化の振興を図り、もって真に豊かさの実感できる地域社会の実現と世界にはばたく文化都市・倉敷の進展に寄与する。

事 業（第 4 条）

この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 文化事業の企画及び実施
- ② 文化活動の奨励及び育成
- ③ 文化に関する調査研究
- ④ 文化に関する情報の収集及び提供
- ⑤ 文化に関する作品資料の収集及び保存
- ⑥ 文化施設の管理及び運営
- ⑦ 文化事業に係る物品の販売
- ⑧ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

計画の期間

本財団が行う事業は、「倉敷市第六次総合計画」（計画期間：平成23年度～平成32年度）及び「倉敷市文化振興基本計画」（計画期間：平成22年度～平成31年度）を踏まえて実施する必要があります。

また、本財団が倉敷市の文化施設（倉敷市民会館、倉敷市芸文館、児島文化センター、玉島文化センター、マービーふれあいセンター、文化交流会館）の指定管理を受託している期間は、平成26年度から平成30年度までの5か年間となっております。

さらにこの期間内にいわゆる節目の年として、平成29年2月に倉敷市は新市発足50周年を、同年4月には本財団の設立25周年を迎えます。

平成29年の倉敷市新市発足50周年記念に係る本財団の対応については、早速にもその準備に取り掛かる必要があります。また、平成31年度の「倉敷市文化振興基本計画」の満了及び平成32年度の「倉敷市第六次総合計画」の終了後には、本財団を取り巻く環境が大きく変化する可能性があります。

このような状況を総合的に勘案し、本計画の計画期間は、平成27年度から平成31年度の5年間といたします。

計画の範囲

平成13年12月7日に施行された「文化芸術振興基本法」により、倉敷市は平成22年度から平成31年度を計画年度とする「倉敷市文化振興基本計画」を策定しました。

「倉敷市文化振興基本計画」では対象範囲を「文化芸術振興基本法」の規定を基本とし、さらに倉敷市の特色ある資源を加えています。

本計画においても、「倉敷市文化振興基本計画」との整合を図るとともに、今後の事業拡大の可能性も視野に入れ、本計画で扱う文化の範囲を「倉敷市文化振興基本計画」と同様にすることとします。

「文化芸術振興基本法」における文化芸術の範囲（第8条～14条）

- 芸 術 : 文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術
- メディア芸術 : 映画、漫画、アニメーション及びコンピューターその他電子機器等を利用した芸術
- 伝統芸能 : 雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能
- 芸 能 : 講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能
- 生活文化 : 茶道、華道、書道その他の生活に係る文化
- 国民娯楽 : 囲碁、将棋その他の国民的娯楽出版物及びレコード等
- 文化財等 : 有形及び無形の文化財並びにその保存技術
- 地域における文化芸術 : 地域固有の伝統芸能及び民俗芸能

「倉敷市文化振興基本計画」が独自に定める文化

倉敷市の特色ある資源（町並み景観、地域産業、大学など）

計画の策定方法

- ① 「倉敷市文化振興基本計画」を上位計画とみなし、同計画の中で本財団に関わる施策等は、全て網羅します。
- ② 倉敷市文化施設に係る指定管理提案書に記載した「顧客満足度に対する目標」は、全て網羅します。
- ③ 指定管理提案書及び公益法人移行作業時に収集したデータを元に現状を分析し、「倉敷市文化振興基本計画」が掲げる5つの「目指す方向」に対し、本財団独自の取り組みを追加します。
- ④ 「文化事業計画」と「文化施設管理運営計画」の2本柱の計画とします。

—事業基調方針及び実施計画—

【文化事業計画】

倉敷市文化振興基本計画の中で、本財団が所管することとなる文化事業は次の通りです。

I（目指す方向1）文化を知る子が未来をつくる

《事業基調方針》

○子どものための文化芸術活動の推進

子どもの文化芸術活動への参加促進

- ・伝統芸能におけるジュニアの発表機会の充実を図ります。
- ・市内の小・中学生の将棋大会など、将棋における子どもの参加機会を提供します。
- ・ジュニアのオーケストラや、少年少女合唱団の演奏会、舞踊などの活動を支援します。
- ・子どもたちに茶道や華道などの日本の伝統文化の体験の機会を提供します。
- ・「倉敷アマチュアトップコンサート」など、国内外の大会で優秀な成績を収めた地元団体に発表の場を提供します。

子どもの文化芸術活動に触れる機会の提供

- ・親子で楽しめるクラシックや演劇などの鑑賞会等を開催します。
- ・幼稚園の巡回公演などの文化芸術活動を実施します。
- ・小中学生無料招待、いきいきパスポート、学生料金の設定など、子どもが文化芸術にふれる際の経済的負担の軽減を図ります。

学校教育における文化芸術活動の推進

- ・小中学校へ芸術家を派遣し、体験指導などを盛り込んだワークショップなどの充実を図ります。

子どもの創造的な文化芸術能力の育成支援

-
- ・子どもの創造的な文化芸術能力を育成するため、ワークショップを開催します。

○文化芸術に触れる機会の提供

音楽事業の鑑賞機会の提供

- ・クラシック音楽など、各種音楽のコンサートを実施します。

舞台芸術事業の鑑賞機会の提供

- ・演劇、舞踊などの公演を実施します。

美術事業の鑑賞機会の提供

- ・まちかど彫刻の整備を実施します。

○文化芸術を担う人材の育成と活動支援

文化芸術を担う人材の育成・支援

- ・一流の音楽家から指導を受けることのできる「音楽アカデミー」を実施します。
- ・文化芸術を担う人材に対し、倉敷市と協議して国、県、各種団体、機関が実施している表彰制度への推薦を行います。

《実施計画》

(既存事業)

- ① 「倉敷ジュニアフィルハーモニーオーケストラ」「くらしきジュニアサクソフーンコンクール&フェスティバル」等の開催を支援し、次代を担う音楽家の育成を目指します。
- ② 「子どもたちに贈る素敵な音楽会」を開催し、親子の触れ合いと舞台鑑賞の喜びを結び付け、舞台鑑賞を喜びの経験として体験させることにより、文化人の育成を目指します。
- ③ 小学生に伝統的な話芸の体験機会を提供するために、「芸術家派遣事業（落語）」を継続実施します。
- ④ 小学生、中学生に日本画の体験機会を提供するために、「芸術家派遣事業（日本画）」を継続実施します。

-
- ⑤ バックステージツアーなどを開催し、舞台を支えるテクニカルな体験学習によって、舞台芸術への興味を育てます。

(新規事業)

- ① 身近で楽しい演劇鑑賞ができるよう、「ホップステップシアター」を「親子劇場」に改称し、市内の色々な地域で児童劇を上演するなどの充実を図ります。(平成27年度から)
- ② 「古典芸能」や「クラシック」などの公益事業を実施する際、高校生以下の招待席を用意します。(平成27年度から)

II (目指す方向2) わたしの文化、あなたの文化、みんなの文化

○市民の身近な文化活動の参加・発表機会の充実

《事業基調方針》

文化芸術を発表する機会の提供

- ・各種市民文化芸術活動を支援し、発表の機会を提供します。
- ・市民が主体となって作り上げるオリジナル舞台事業を実施します。
- ・平成8年から実施している、市民を対象とした文学作品の公募事業である「倉敷市民文学賞」を継続実施します。

誰もが参加できる環境づくり

- ・文化芸術活動において、妊婦や子ども連れ、また、障がい者や高齢者にも参加しやすいサービスを提供します。

○文化芸術による交流の促進

文化芸術を通じた国際交流の推進

- ・井上桂園賞児童生徒書道展を通じ、西安市長安区と書を通じた国際交流を推進します。

文化芸術を通じた地域間交流の推進

-
- ・全国に継承される伝統文化や、先進地の優れた文化芸術の鑑賞機会の提供を通じて、地域間交流を推進します。

文化芸術活動団体相互の交流の推進

- ・多種多様な活動をしている文化芸術活動団体相互の交流を促進し、文化芸術活動のレベルアップや連携を促進します。

○文化芸術による連携と協働の推進

文化振興課との連携

- ・倉敷市の文化振興課と連携して、各種文化芸術活動を実施します。

市内文化団体との連携

- ・文化連盟加入団体などの市内文化団体と連携・協働して、各種文化芸術活動を実施します。

大学や民間の諸法人との連携

- ・「倉敷フォトミューラルf」など、市内外の大学及び学生との連携による文化芸術イベントを開催します。
- ・文化活動を行う民間の諸団体と連携・協働して、各種文化芸術活動を実施します。

市民等との協働

- ・市民、経済団体、まちづくりの団体など、各種団体の主体的運営による自主事業を協働により実施します。

市民の文化芸術活動に対する後援、共催

- ・後援、共催により文化芸術活動を支援します。

《実施計画》

(新規事業)

- ① 優れた文化事業を行う民間事業者と協働し、質の高い文化芸術の鑑賞機会を提供します。(平成28年度から)

Ⅲ (目指す方向3) 暮らしき文化と世界をつなぐ

《事業基調方針》

○文化芸術情報の収集と提供

文化芸術情報の提供

- ・情報誌「アルスくらしき」やホームページの充実などにより、文化芸術情報を提供します。

倉敷市出身芸術家等の把握と連携

- ・倉敷市出身の文化人・芸術家、団体等を把握し、連携・応援体制を確立します。

○文化芸術の発信

国内外へのくらしき文化の発信

- ・故大山康晴十五世名人ゆかりの地として、「倉敷藤花戦」、「全国小学生倉敷王将戦」を実施します。
- ・吉備真備公出生の地として、吉備真備公と関わりの深い囲碁などを通じて、国内外に発信する取り組みを検討します。
- ・音楽を通じた地域間文化交流と市民参加をコンセプトに「倉敷音楽祭」を実施し、日本各地に息づく芸能文化の交流拠点として国内外に発信します。

《実施計画》

(新規事業)

- ① 日本将棋連盟が主催する「第 41 回 将棋の日」の開催を契機とし、より一層「将棋のまち倉敷」を世界に発信します。(平成27年度)
- ② 倉敷音楽祭のあり方を検討し、多くの市民が楽しめる文化イベントを世界に発信します。

IV (目指す方向4) だれもが文化を楽しむために

《事業基調方針》

○文化芸術活動を行う場の整備と提供

施設の整備

- ・文化芸術活動の推進のため、文化活動施設の機能、設備充実に努めます。

利用しやすい施設の運営

- ・文化活動施設の利用者のニーズにあった柔軟かつ弾力的な施設運営を図ります。

文化施設のネットワークの構築・活用

- ・市内の文化施設間のネットワークを構築し、施設利用の利便性の確保や魅力ある事業の展開など、施設の効果的活用の推進を図ります。

《実施計画》

(既存事業)

- ① 児島文化センター、玉島文化センター及びマービーふれあいセンターを積極的に活用し、全市的に文化活動を盛り上げます。

(新規事業)

- ① 施設予約システムを導入し、インターネットによる施設利用状況の閲覧や申し込みなど、利用者の利便性向上と広報活動の強化を進めます。(平成27年度本格運用開始)
- ② 事業の企画立案に際し、より広範な市民に参画いただけるよう、手順やシステムを改良します。(平成27年度から)

V (目指す方向5) 世界に輝け、くらしき文化

《事業基調方針》

○地域文化の継承と活性化

地域に根ざした文化活動の継承と活用

- ・倉敷市と連携し、郷土芸能など地域に根ざした文化活動を把握し、発表の場を提供するなど、その継承と活用を推進します。

○地域の文化資源を活かした産業の振興

美観地区を活用した文化芸術活動の推進

- ・美観地区を文化芸術ゾーンと捉え、様々な文化芸術活動を推進します。

《実施計画》

(既存事業)

- ① 美観地区を文化芸術ゾーンと捉え、「倉敷フォトミュラルf」の小学生向け、高校生向け写真ワークショップを開催します。

【文化施設管理運営計画】

倉敷市指定管理者募集要項及び水準書をもとに、本財団が事業計画書で提案した「顧客満足度に対する7項目の目標」の完全実施を目指し、倉敷市民から指定管理者としての信頼を得、平成31年度以降の指定管理を目指します。

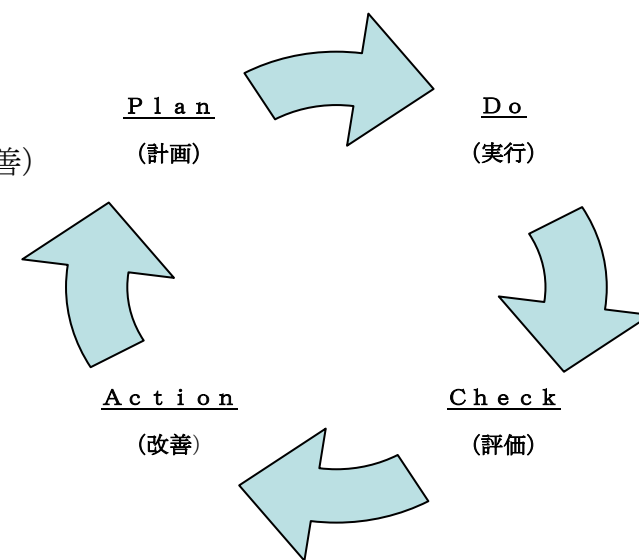
- (1) 施設の維持管理業務を適切に行います。
 - ① 利用者の安全確保を第一とし、事故件数0件を目標とします。
 - ② 将来にわたり、利用者にとって快適な施設であることに努め、整理整頓、衛生面に万全を期して、苦情件数0件を目標とします。
 - ③ 利用者アンケート（水準書で規定されているアンケート）で「安全対策満足度」「清潔感満足度」90%以上を目標とします。
- (2) 利用者の立場にたって貸出し業務時の接客を心がけます。
 - ① 受付時の職員応対に対する苦情件数0件を目標とします。
 - ② 利用者アンケート（水準書で規定されているアンケート）で「職員応対満足度」90%以上を目標とします。
- (3) 利用者のニーズにあった柔軟かつ効率的・弾力的な施設運営を図ります。
 - ① 施設運営に対する苦情件数0件を目標とします。
- (4) 文化芸術における人材育成や市民・文化芸術団体の活動支援など、市民ニーズに的確に対応したサポート及び自主事業を実施します。
 - ① 施設の特性を活かした自主事業を実施し、事業アンケートで満足度60%以上を目標とします。
 - ② 市民・文化芸術団体がホールのピアノを試弾できる自主事業「ピアノを弾く会」の利用率90%（H24年度86.2%【利用可能408枠のうち、実利用は352枠でした。〔30分/1枠〕】）を目標とします。
- (5) 地域文化の拠点として、地域振興にもつながるよう運営します。

-
- ① 倉敷市芸文館
ホール・アイシアターの演劇公演の割合2%増（H24年度6.6%）を目標とします。
倉敷市大山名人記念館
年間入館者数2%増（現14,361人）と将棋教室新規受講生割合2%増（H24年度34.5%）を目標とします。
- ② 倉敷市民会館
ホールの音楽・舞踊公演の割合2%増（H24年度60%）を目標とします。
- ③ 倉敷市児島文化センター
ホールの文化芸術活動の割合2%増（H24年度24%）を目標とします。
- ④ 倉敷市玉島文化センター
新たに玉島ゆかりの文化振興事業を展開し、毎年度増を目指します。
地域文化団体の利用件数増（H24年度3件/年）を目標とします。
- ⑤ マービーふれあいセンター
ホールの文化芸術活動の割合2%増（H24年度27%）を目標とします。
- ⑥ 倉敷市文化交流会館
練習室・会議室の利用率2%増（H24年度89.8%）を目標とします。
- (6) 適切な広報など、施設の利用促進を積極的に図ります。
- ① 倉敷市文化施設ホームページへのアクセス解析を行い、閲覧数前月増を目標とします。
- ② 公演アンケートで「施設のホームページ・催物案内を見て来場した」という欄を設け、その割合20%以上を目標とします。
- ③ 施設利用者数（6施設合計）696,000人（H24年度680,558人）を目標とします。
参考：倉敷市第六次総合計画まちづくり指標
H27年度 675,000人 H32年度 690,000人
-

-
- ④ ホール（含アイシアター）利用率（5施設7ホール平均）58%以上（現56.2%）を目標とします。
- (7) 個人情報の保護を徹底します。
- ① 個人情報漏えい件数0件を目標とします。

進捗管理

Plan (計画) ⇒ Do (実行) ⇒ Check (評価) ⇒ Action (改善)
による、成果志向のためのPDCAサイクルを確立し、
事務局は年1回進捗状況を理事会に報告します。



【進捗管理のポイント】

- ・公益財団法人として、理事に執行責任が問われることから、理事中心の事業決定を行ないます。
- ・法人運営に経営感覚を導入し、理事と事務局は密接な連携により、スピード感のある意思決定を行ないます。
- ・倉敷市の文化行政の担い手として、倉敷市と積極的に意見交換を行ないます。
- ・市民からの意見、要望の聴取は、「出演者サイド」「聴衆・施設利用者」「一般市民」の3方向からとします。
 - ①「出演者サイドの意見」は、「倉敷文化ソサエティ21」を、市内の実演家団体や大学生による「プレイヤーズ会議」に改変し、実演家の要望を把握します。
 - ②「聴衆、施設利用者の意見」は、来場者アンケートにより収集します。
 - ③「一般市民の意見」は、倉敷市市民モニターへのアンケートにより収集します。